

別冊 1

平成28年版成果レポート(案)

環境生活部関係抜粋

平成28年6月

環境生活部

目 次

「第1編（第一次行動計画の評価）」から抜粋

頁

◎施策、選択・集中プログラムの総括

(4年間の取組をふまえた成果と課題) ······ 1

◎施策

1 3 2	交通安全のまちづくり	·····	7
1 3 3	消費生活の安全の確保	·····	13
1 5 1	地球温暖化対策の推進	·····	17
1 5 2	廃棄物総合対策の推進	·····	23
1 5 4	大気・水環境の保全	·····	29
2 1 1	人権が尊重される社会づくり	·····	37
2 1 2	男女共同参画の社会づくり	·····	43
2 1 3	多文化共生社会づくり	·····	51
2 1 4	N P O の参画による「協創」の社会づくり	·····	57
2 6 1	文化の振興	·····	63
2 6 2	生涯学習の振興	·····	65

◎選択・集中プログラム

緊急課題解決 10

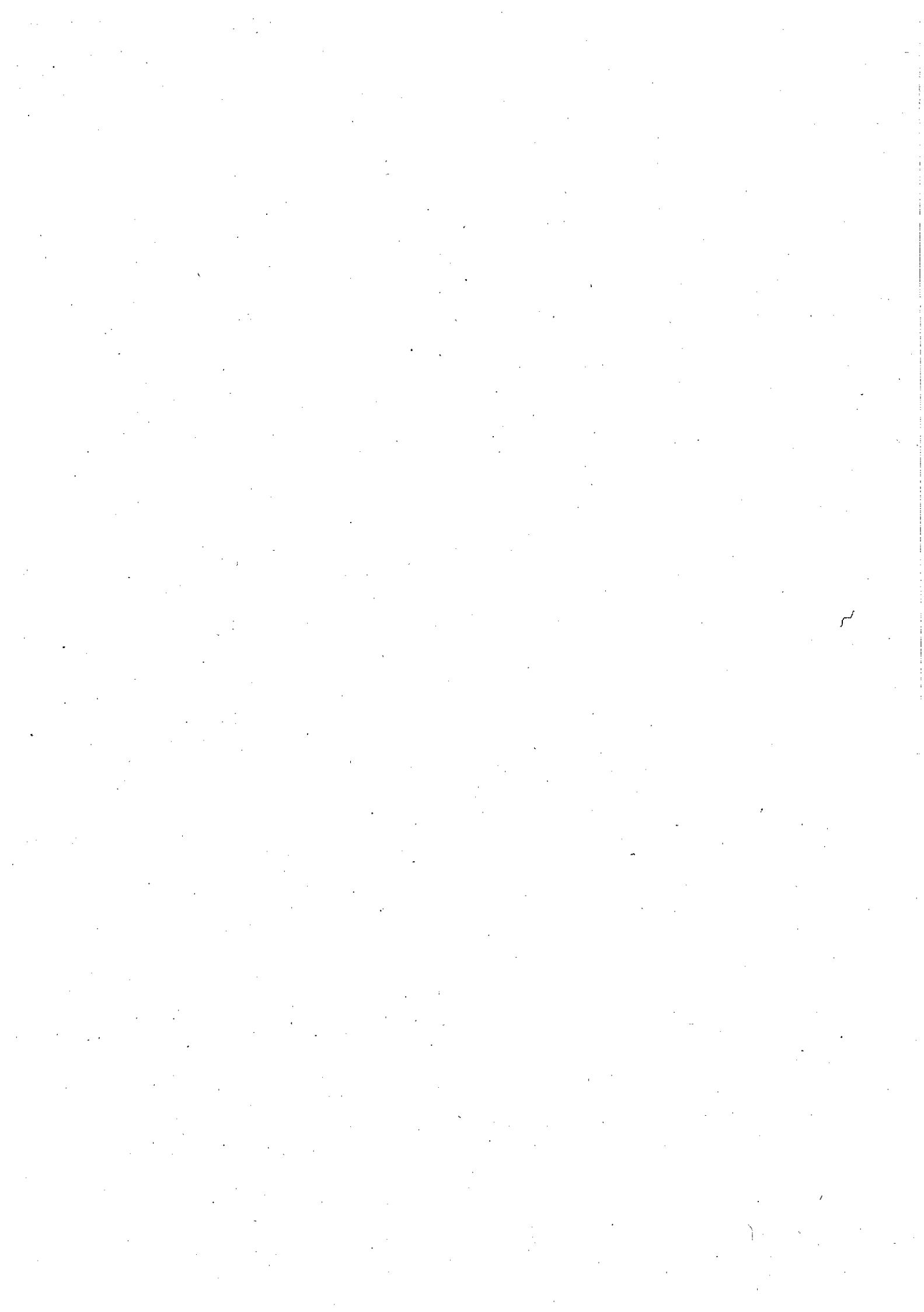
地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト ······ 73

「第2編（第二次行動計画の取組）」から抜粋

頁

◎施策

1.4.2	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	11
1.4.3	消費生活の安全の確保	15
1.5.1	地球温暖化対策の推進	21
1.5.2	廃棄物総合対策の推進	27
1.5.4	大気・水環境の保全	33
2.1.1	人権が尊重される社会づくり	41
2.1.2	あらゆる分野における女性活躍の推進	47
2.1.3	多文化共生社会づくり	55
2.2.8	文化と生涯学習の振興	69
2.5.5	協創のネットワークづくり	61



環境生活部が主担当となる施策の総括（4年間の取組をふまえた成果と課題）

■ I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

132 交通安全のまちづくり（環境生活部）

市町、地域、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育や啓発活動を推進した結果、平成27年の交通事故死者数は過去最少の87人に減少しましたが、死者数に占める高齢者の割合が、他の年齢層に比べて高まっていることなどから、県民指標の目標である75人以下の達成はできませんでした。また、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」に基づき、規範意識の定着や再発防止の取組を推進した結果、平成27年の飲酒運転による人身事故件数が44件と、2年間で30.2%減少しましたが、未だ飲酒運転の根絶には至っていません。今後は、新たに作成する「第10次三重県交通安全計画」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、高齢者等の事故防止対策や、飲酒運転^{ゼロ}（ゼロ）をめざす取組をさらに進めていく必要があります。

133 消費生活の安全の確保（環境生活部）

消費者トラブルの予防や解決などに向けた消費者の自主的な行動が広がるよう、消費生活相談を実施するとともに、さまざまな主体と連携して消費者啓発や消費者教育、情報提供に取り組みました。また、事業者による食品メニューの偽装問題等が発生したことから、関係部局と連携して事業者の指導・啓発に取り組みました。その結果、県民指標である「消費生活情報を県民が利用している件数」は6万2千件あまりとなり、平成27年度の目標値を6千件余り上回りました。しかし、依然として消費者トラブルはなくならず、新しい形のトラブルも発生していることから、引き続き、消費生活相談の実施や事業者の指導とともに、相談窓口の周知をはじめとする消費者啓発・消費者教育に取り組んでいくことが必要です。

151 地球温暖化対策の推進 (環境生活部)

地球温暖化を防止するため、温室効果ガス排出削減の取組を促進しましたが、民生業務部門（オフィス、店舗等）や民生家庭部門の削減が進まず、県民指標の平成27年度目標を達成することができませんでした。平成27年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択され、今後、日本全体でさらなる温室効果ガス排出削減の取組が求められることとなったため、県民の皆さんや事業者の温室効果ガス排出削減に向けた行動をさらに促進していく必要があります。

152 廃棄物総合対策の推進 (環境生活部廃棄物対策局)

廃棄物の最終処分量は着実に削減が進み、県民指標の平成27年度の目標をほぼ達成しました。しかし、1人1日あたりのごみ排出量は、近年横ばい傾向にあり、市町と連携し排出量削減に取り組む必要があります。産業廃棄物の再生利用率については、順調に推移していますが、引き続き、排出事業者における再生利用への取組を促進し、再生利用率向上の取組を進めます。

一方、不法投棄については、排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により不法投棄量は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあり、引き続き早期発見・未然防止の取組を進める必要があります。また、不適正処理4事案については、行政代執行を着実に実施してきており、引き続き平成34年度までに対策を完了するよう工事を進めていく必要があります。

154 大気・水環境の保全 (環境生活部)

大気環境の改善のために工場等の法令遵守の徹底と自動車排出ガス対策等に取り組み、一部項目を除き環境基準*の達成率は改善しましたが、依然として光化学スモッグ予報等の発令を行う日があります。また、水環境の改善のために伊勢湾水質総量削減や生活排水処理施設整備等を進めたところ、河川の水質は改善傾向にある一方で海域における環境基準の達成率は50%前後と低く、平成27年度の目標を達成することはできませんでした。引き続き、汚濁負荷の削減に取り組むとともに、県民の皆さんの環境保全意識を高めるため海岸漂着物対策としての海岸等清掃活動の拡大と活性化を図る必要があります。

■Ⅱ 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

2.1.1 人権が尊重される社会づくり（環境生活部）

人権が尊重される社会の実現に向け、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権啓発・人権教育等を推進した結果、県民指標の「人権が尊重されている社会になっている」という項目に対して、「感じる」と回答された県民の割合が、平成27年度の実績値では、32.1%となり、ほぼ目標を達成しました。一方で、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に位置づけた人権課題別の状況を見ると、差別事象や人権侵害につながる事例が発生しており、また、社会情勢の変化等に伴い、人権課題は多様化するとともに、性的マイノリティの人びとの人権問題等、新たな人権課題が顕在化しています。人権が尊重される社会を実現していくためには、さまざまな主体が連携・協働を図りながら、県民一人ひとりの身近な暮らしや、地域の活動の中で人権尊重の視点が行き渡るよう、人権施策を推進することが必要です。

2.1.2 男女共同参画の社会づくり（環境生活部）

県民一人ひとりが性別に関わらず、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向け、「第2次三重県男女共同参画基本計画」に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や男女共同参画意識の普及・啓発、性別に基づく暴力等への取組を進めたことにより、県民指標「男女が平等になっていると思う人の割合」の平成27年度実績値は、21.3%となり、目標を達成しました。

しかしながら、女性の社会参画は未だ十分とはいえない状況であり、男性の意識改革も必要です。そのため、今後は、男女共同参画社会の実現のため、女性の活躍推進といった観点からも取組を進めていく必要があります。

2.1.3 多文化共生社会づくり（環境生活部）

外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりに向けて、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して多文化共生事業に取り組みました。医療通訳制度の発展・定着に向けて県内の医療機関等と、大規模災害発生時の外国人住民への支援体制の整備等に向けて市町の社会福祉協議会や外国人を雇用する地元企業等と協働で取り組んだことにより、県民指標「多文化共生に取り組む団体数」の平成27年度の実績値は202団体となり、目標を達成しました。今後は、新たに策定した「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、文化的背景の異なる人びとが、地域社会と一緒に築いている多文化共生社会づくりをさらに進めが必要です。

2.1.4 NPOの参画による「協創」の社会づくり（環境生活部）

NPOの参画による「協創」社会の実現に向け、さまざまな主体と力を合わせて「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を策定するとともに、新たに平成25年度から「市民活動・NPO月間」(12月)を設け、さまざま主体と連携してイベントや啓発活動の集中的な実施等に取り組みました。その結果、県民指標の「NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合」は平成25年度以降、20%を超え、目標を達成しました。しかし、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解は十分とはいえない状況にあることから、引き続き情報発信等に取り組むほか、地域で活動するさまざまな主体と若者をつなぐなど、地域の課題解決にも役立つ協創の取組を進める必要があります。

261 文化の振興 (環境生活部)

遷宮や熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ展覧会等の開催をはじめ、多彩で魅力的な文化芸術にふれ親しみ、創造する機会の充実等に努めたことにより、文化交流ゾーン*を構成する施設の利用者数は目標を達成しましたが、県民指標である「参加した文化活動に対する満足度」は平成 27 年度の目標を達成することはできませんでした。平成 26 年度に策定した「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「歴史的資産等の継承、利用」、「文化の拠点機能の強化」など 5 つの方向で取組を展開し、県民の皆さんのが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

262 生涯学習の振興 (環境生活部)

総合博物館を整備するとともに、これを契機として、生涯学習センターをはじめとする生涯学習施設の機能充実や連携強化等を進めるなど、学びあう場の充実に努めた結果、県立生涯学習施設の利用者数は増加しましたが、県民指標である「参加した学習活動に対する満足度」は平成 27 年度の目標を達成することはできませんでした。引き続き、県民の皆さんの多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供するとともに、学びの成果を生かして主体的に活動できる場を提供するなど、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりを一層進めていく必要があります。

選択・集中プログラムの総括（4年間の取組をふまえた成果と課題）

■ 「緊急課題解決プロジェクト」

緊急課題解決10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

（環境生活部廃棄物対策局）

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、産廃特措法に基づく実施計画を策定し、国の同意を得て行政代執行による環境修復に着手しました。また、新たな不適正処理事案の発生を防止するため、処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者を増加させる取組を進めたことにより、平成27年度の目標を達成しました。

今後も、4事案について、地域住民の皆さんとのリスクコミュニケーションのもとで平成34年度までに計画的に環境修復を進めるとともに、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理について、排出事業者責任の徹底に努め、県民の皆さんの安全・安心を確保していくことが必要です。

施策 132

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、平成 26 年から 25 人減少し、過去最少の 87 人となったが、目標は達成できませんでした。活動指標については、3 項目のうち 2 項目は目標を達成し、なかでも交通事故死傷者数は過去最少となり、残り 1 項目においても達成率 0.99 であったことから、全体として「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	---	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
交通事故死者数			90 人以下	85 人以下	80 人以下	75 人以下	0.86
		95 人	95 人	94 人	112 人	87 人	
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数						

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		13,300 人 以下	12,800 人 以下	12,300 人 以下	11,800 人 以下
		13,908 人	13,382 人	12,979 人	10,829 人	9,604 人

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
13202 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	信号機の整備箇所数（累計）	3,160 か所	3,190 か所	3,220 か所	3,250 か所	1.00
		3,133 か所	3,163 か所	3,193 か所	3,223 か所	
13203 交通秩序の維持（警察本部）	シートベルトの着用率	96.5%	97.0%	97.5%	98.0%	0.99
		95.9%	95.6%	96.5%	97.1%	

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	4,642	5,244	4,486	3,171
概算人件費		144	138	133	131
(配置人員)		(16人)	(15人)	(15人)	(15人)

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①四季の交通安全運動を中心に行い、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、平成 27 年は、交通事故死者数が 87 人（対前年比 25 人減）と過去最少になりました。策定中の第 10 次三重県交通安全計画（平成 28 年度～平成 32 年度）をふまえ、より一層の広報啓発活動をはじめとした取組を効果的に行っていく必要があります。
- ②飲酒運転根絶のため、規範意識の定着のための教育および知識の普及に取り組むとともに、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進した結果、平成 27 年の飲酒運転による人身事故件数は 44 件（対前年比 11 件減）と減少しました。策定中の「第 2 次三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画」をふまえ、さらに取組を強化していく必要があります。
- ③三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成および資質向上を推進し、交通安全教育の裾野を広げることにより、交通事故が減少してきています。引き続き、親子で学ぶ環境づくりや教育内容等の見直しにより、子どもや高齢者、歩行者や自転車を対象とした交通安全教育の充実強化を図っていく必要があります。
- ④老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）の育成やその支援を行うことにより、高齢者の交通事故死亡者数を前年より 5 人減少させることができました。引き続き、養成研修カリキュラムの見直しや三重県交通安全研修センターとの連携などによる育成強化を図り、交通安全シルバーリーダーによる交通安全活動を実施していく必要があります。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動の推進を図りました。その結果、平成 27 年中の子どもの交通人身事故については、215 件（対前年比 58 件減）と減少しました。引き続き、子どもの交通事故防止のため、効果的な交通安全教育・広報啓発活動を実施する必要があります。（交

通安全アドバイザーによる子どもを対象とした交通安全教室実施回数：179回、参加者数：15,390人）

⑥信号機（30基）や横断歩道（23箇所）等の交通安全施設を新設するとともに、生活道路における「ゾーン30」（11地区）を整備しました。安全・安心な交通環境を実現するため、引き続き、県民等からの要望を踏まえながら、真に必要な箇所に対する交通安全施設の整備を推進するとともに、老朽化する施設の計画的更新等に取り組む必要があります。

⑦交通ルール順守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた指導取締りを行いました。その結果、飲酒運転による交通人身事故は減少しましたが、シートベルト着用率は96.6パーセント（前年97.1パーセント）と低下したことから、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を一層強力に促進する必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策142：交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

施策 142

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 31 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標

目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
	87 人	75 人以下	60 人以下	
交通事故死者数				交通事故発生から 24 時間以内の死者数
28 年度目標値の考え方	平成 28 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（第 10 次三重県交通安全計画）案をふまえ、国よりも高い平成 31 年 60 人以下の目標をめざし、平成 28 年は達成出来なかつた平成 27 年の目標の 75 人以下に設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
		目標値			
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	9,604 人	9,100 人以下	7,700 人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
	高齢者交通事故死者数	52 人	38 人以下	30 人以下	交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の数
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数	44 件	38 件以下	23 件以下	飲酒運転が関係する人身事故発生件数
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）	25 基	56 基	152 基	歩行者や運転者が安全で快適な交通環境を維持するために必要な信号制御機の更新数

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
14204 交通秩序の維持(警察本部)	運転者のシートベルト着用率	96.6%	97.9%	99.0%	一般道における運転者のシートベルト着用率

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	2,750	2,578			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2466】

- ①「第10次三重県交通安全計画」(平成28年度～平成32年度)をふまえ、三重県交通対策協議会を構成する122機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、リスク情報を県民と共有する交通事故情報システムの導入検討などに取り組みます。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等にさらに根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、交通安全教育機器を活用した効果的な教育内容・手法等の見直し・検討を行なうとともに、幼児から高齢者までの全ての県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化します。
- ③高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者が「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダーの育成を図り、その支援のための連絡会議の活用・充実に取り組んでいくとともに、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置き、高齢者宅訪問活動を行うなど、集中的に取組を推進していきます。
- ④「第2次三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を運転免許更新時講習などにおいて徹底して行なうとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を引き続き推進します。
- ⑤子どもの交通事故防止に向け、交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体と連携した効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育、広報啓発活動の推進を図ります。
- ⑥老朽化した信号制御機の更新をはじめ、新設道路等への信号機の新設・改良、交通安全上必要な場所への横断歩道等の設置、摩耗した道路標示の塗り替え等交通安全施設の整備を推進し、安全・安心な交通環境の実現を目指します。
- ⑦交通ルールを遵守し、交通安全意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動や全ての座席でのシートベルト着用、チャイルドシートの正しい使用を促進するとともに、飲酒運転、速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 133 消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	消費者トラブルは依然として発生していますが、県民指標は目標値を超えており、活動指標も概ね目標値に近い数値であることから、ある程度進んだと判断しました。		
----------	----------------	------	---	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
消費生活情報 を県民が利用 している件数		53,322 件	54,500 件	54,500 件	56,000 件	56,000 件	1.00
目標項目 の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数（交通安全・消費生活課調べ）	51,032 件	57,505 件	57,107 件	62,305 件		

活動指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
基本事業	目標項目						
13301 消費者 の自立のため の支援（環境生 活部）	消費生活講座 が役に立つと 回答した受講 者の割合	97.6%	98.4%	99.6%	100%	0.98	
13302 消費者 被害の防止・救 済（環境生活 部）	消費生活相談 の解決につな がる助言を行 った割合	96.8%	98.4%	99.2%	98.4%	98.4%	0.99

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	118	132	135	150	113
概算人件費		135	147	142	139
(配置人員)		(15 人)	(16 人)	(16 人)	(16 人)

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ・くらしのネットワーク」*に加入する消費者団体、事業者団体等の連携・協力を得て、5 月の消費者月間に津駅・津新町駅での街頭啓発や記念講演会でのパネル展示を実施しました。また、11 月の消費者市民社会シンポジウムにおいてもパネル展示を実施しました。多様な団体が参画するネットワークをより生かすために、県との連携・協力はもとより、会員相互の連携も図っていく必要があります。(街頭啓発 11 団体、パネル展示：記念講演会 13 団体、シンポジウム 5 団体)
- ②地域での啓発活動の担い手である消費者啓発地域リーダーを養成する講座を登録者の少ない 3 地域で開催し、新たに 8 人の登録を得ることができました。しかし、高齢を理由に登録辞退される方もあることから、引き続き地域リーダーの養成を進めることが必要です。また、地域リーダーにそれぞれの地域で活躍していただくために、啓発情報を提供するとともに、市町とも連携が図れるよう支援していく必要があります。(登録者総数 139 人、27 年度新規 8 人、辞退 19 人)
- ③消費生活出前講座および青少年消費生活講座を実施し、2,800 人余の方に消費者啓発・消費者教育を行いました。また、消費者トラブル防止の啓発として、フリーペーパーによる消費者ホットライン「188（いやや！）」の周知や、県内映画館 7 館でインターネット・スマートフォンでの架空請求等に対する啓発 CM の上映を行いました。講座による啓発の効果をより高めるために、受講者の方が、講座で得た知識を周囲の方に広めていただけるようにしていくことが求められます。また、引き続き、さまざまな手段により、消費者に相談先の周知も含めた情報提供、啓発を行っていく必要があります。(出前講座：42 回、1,551 人、青少年講座：10 回、1,275 人、映画館 CM の上映：平成 27 年 7 月 18 日～平成 28 年 1 月 15 日)
- ④県消費生活センターにおいて平日および日曜日に消費生活相談を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のために消費生活相談を実施していく必要があります。(相談件数 2,753 件)
- ⑤特定商取引法に基づく呼出指導を 3 件、面接指導を 135 件行ったほか、三重県消費生活条例に基づく指導を 1 件行いました。また、景品表示法に基づく指導を 4 件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 143：消費生活の安全の確保

施策 143 消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

目標項目 県民指標	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合	49. 6%	53. 5%	64. 0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用するとした人の割合
28 年度目標値の考え方	消費生活講座、消費者月間をはじめとするイベントでの周知、情報提供等の啓発活動を進めるとともに県・市町の相談体制を充実し、県民の皆さんの消費生活相談窓口を利用するという意識を高めることで 4 年後の目標達成をめざし、現状値から 3.9 ポイント増加させる目標を設定しました。			

基本事業 活動指標	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	96. 2%	97. 0%	100%	出前講座等でのアンケートにおいて、消費者トラブルに遭わないと回答した受講者の割合
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92. 4%	93. 1%	95. 0%	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」が斡旋を行った相談のうち消費者トラブルが解決した割合

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	113	112			
概算人件費					
(配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【環境生活部 次長 北村 文明 電話:059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」*の活性化を図り、多様な主体の連携・協力を強化して、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ②高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、引き続き消費者啓発地域リーダーを養成するとともに、市町で実施される地域の見守り力向上の取組の中で地域リーダーを生かしてもらうよう市町に働きかけます。
- ③消費者の各年代に応じて消費生活に関する知識を身につけてもらうために、消費生活出前講座、青少年消費生活講座等を積極的に行い、地域における消費者啓発・消費者教育を進めるとともに、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育に取り組みます。また、消費者月間記念講演会等のイベントやフリーペーパー、啓発冊子の配布等のさまざまな手段により、「消費者ホットライン188（いやや！）」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
- ④高度で複雑になってきている消費者トラブルに対応するため、県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、国、近隣県、警察、関係機関等と連携して事業者の指導を行います。また、商品・サービスにかかる不適正な表示について、関係部局、近隣県、消費者庁等と連携して事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 151 地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標（平成 25 年度実績値）について、排出量は +1.5% 以下の目標に対して、実績値 +2.9% となり、目標を達成できませんでした。		
----------	------------------	------	---	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
温室効果ガス 排出量の基準 年度比(森林吸 収量を含む)		+6.3% 以下 (22 年度)	+4.7% 以下 (23 年度)	+3.1% 以下 (24 年度)	+1.5% 以下 (25 年度)		0.83
目標項目 の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成 2(1990) 年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成 32(2020) 年度の目標値は基準年度比で、-10% としています。						

基本事業	目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
15101 温室効 果ガス排出削 減の取組推進 (環境生活部)	大規模事業所に おける温室効果 ガスの排出量の 増減比率		+0.6% 以下 (23 年度)	+1.2% 以下 (24 年度)	+1.8% 以下 (25 年度)	+2.4% 以下 (26 年度)	1.00
15102 環境経営の促 進 (環境生活部)	三重県版小規模 事業所向け環境 マネジメントシ ステム(M-E MS) *認証事 業所数(累計)	0% (22 年度)	+1.9% (23 年度)	+2.0% (24 年度)	+1.5% (25 年度)	-0.5% (26 年度)	0.16

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者数		5,300人	5,600人	5,800人	6,000人
		4,957人	4,775人	5,639人	6,100人	7,315人
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者数		30,000人	33,000人	33,000人	33,000人
		29,454人	33,797人	31,911人	32,149人	29,873人

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	419	326	580	438
概算人件費		153	156	151	113
(配置人員)		(17人)	(17人)	(17人)	(13人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進しましたが、三重県域の温室効果ガス排出量の削減は進んでいません。
- ②アンケート調査で明らかになった実行率が低い取組を促進するため、カーボン・オフセットの説明会を3回開催し、平成28年1月に三重テラスでカーボン・オフセット商品のマッチングイベントを開催しました。また、「みえエコ通勤デー」(毎週水曜日)を設け、平成27年9月30日からスタートさせました。「みえエコ通勤デー」により、自家用車による通勤から公共交通機関利用への転換を促す「エコ通勤」の取組を、バス事業者等と連携して実施しています。今後、市町や商工団体等と連携し、さらに取組を拡大していく必要があります。
- ③伊勢市で実施しているEV等を活用した低炭素社会モデル事業については、EV等で観光できるよう、充電施設の整備を促進しました。この事業で得られた成果を生かし、低炭素社会づくりを他の市町へ展開するため、市町とともに「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を立ち上げました。また、伊勢志摩サミットの国際メディアセンターとなる県営サンアリーナに、電気自動車用充電器（急速1基・普通1基）を整備しました。今後は、電気自動車だけではなく、家庭や事業所の省エネルギーなどの地球温暖化防止の取組を広げていく必要があります。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、他の自治体に取組方法等についてアンケート調査を実施しました。今後、M-EMS認証機構と連携し、取得事業所が増加するよう効果的な取組を推進する必要があります。
- ⑤家庭部門における自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、他の自治体の状況について情報収集を行い、事業の効果が高まるよう内容について検討しました。また、地球温暖化防止活動推進センターの指定期間が平成27年度で終了することから、次期センターの指定を行いました。今後は、出前講座等による地球温暖化防止の普及啓発がより効果的となるよう進めていく必要があります。
- ⑥地球温暖化の緩和と適応の視点から、国の動向を見極めつつ、有識者に助言をいただきながら府内検討会で検討を進め、「三重県の気候変動影響と適応のあり方（報告書）案」をまとめました。今後は、県民の皆さんや事業者等に情報提供していくことで、適応の必要性への理解を促していく必要があります。
- ⑦環境教育の推進については、環境学習情報センターを利用した講座やイベント等の開催などにより、環境教育参加者数は平成27年度に29,873人となっています。環境学習情報センターに係る指定管理候補者の選定について募集を行い、次期指定管理者を指定しました。講座やイベントの参加者が毎年3万人程度あり、今後も引き続き、より多くの人たちに参加いただけるよう、環境学習の場を

提供していくとともに、E S D（持続可能な開発のための教育）の取組を推進していく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策151：地球温暖化対策の推進

施策 151 地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成 31 年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

目標項目	県民指標			目標項目の説明
	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,144 千 t-CO ₂	1,165 千 t-CO ₂	1,119 千 t-CO ₂	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量
28 年度目標値の考え方	国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26% 削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。			

基本事業	目標項目	活動指標			目標項目の説明
		27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	-0.5% (26 年度)	+0.8% (27 年度)	+2.0% 以下 (30 年度)	「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者の温室効果ガス排出量の増減比率
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進（環境生活部）	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）	1 地域	4 地域	10 地域	電気自動車等の活用などの二酸化炭素排出削減対策に取り組む地域の数

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進(環境生活部)	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	95.8%	97.0%	100%	県民の皆さんや事業者向けの地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取り組む意向を示した受講者の割合
15104 環境教育の推進(環境生活部)	環境教育講座等参加者の満足度	98.4%	100%	100%	小学校高学年以上を対象とした講座におけるアンケート調査で、その内容等について「非常によい」、「よい」と回答した参加者の割合

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	438	381			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【環境生活部 次長 中川 和也 電話:059-224-2368】

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②カーボン・オフセットの手法を活用し、県民の皆さんをはじめとしたさまざまな主体との連携により、中小企業の二酸化炭素排出削減や森林所有者等の二酸化炭素吸収源対策を促進していきます。また、「みえエコ通勤デー」の取組を、市町や商工団体等と連携して促進していきます。
- ③市町等と連携して電気自動車等の活用や省エネルギーに取り組み、家庭や事業所での二酸化炭素の排出を抑制するなど、低炭素なまちづくりを進めます。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、M-EMS*取得事業者の取組事例やM-EMSの有用性などの紹介を行い、M-EMS認証機構と連携して、環境経営の取組の普及啓発を進めていきます。
- ⑤県民の皆さんに対しては、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、家庭での節電取組や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの導入等による二酸化炭素の排出削減を促進します。
- ⑥気候変動により将来生じる影響の最新情報について、県民の皆さんや事業者等に情報提供していくことで、緩和と適応の取組を促進していきます。
- ⑦環境行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターにおける講座においてESDの取組を推進するとともに、県民の皆さんニーズにあった学習メニューを増やしていきます。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 5・2

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんとの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、ほぼ目標を達成しました。活動指標の産業廃棄物の不法投棄総量は、目標を達成できませんでしたが、1人1日あたりのごみ排出量と産業廃棄物の再生利用率はほぼ目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 目標項目 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
廃棄物の最終 処分量			352 千トン 以下 (23 年度)	338 千トン 以下 (24 年度)	323 千トン 以下 (25 年度)	306 千トン 以下 (26 年度)	0.99
		360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)	323 千トン (24 年度)	308 千トン (25 年度)	307 千トン (26 年度)	
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量						

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進(環境生活部廃棄物対策局)	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)		951 g/人・日 以下 (23年度)	939 g/人・日 以下 (24年度)	926 g/人・日 以下 (25年度)	913 g/人・日 以下 (26年度)
			966 g/人・日 (22年度)	967 g/人・日 (23年度)	980 g/人・日 (24年度)	986 g/人・日 (25年度)
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進(環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	41.8% (25年度)	42.2% (26年度)
			36.9% (22年度)	41.1% (23年度)	41.8% (24年度)	43.0% (25年度)
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進(環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の不法投棄総量		440トン 以下	370トン 以下	370トン 以下	370トン 以下
			462トン (22年度)	150トン	623トン	493トン
						6,811トン

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,015	1,012	2,192	1,514	3,552
概算人件費		775	1,012	755	776
(配置人員)		(86人)	(83人)	(85人)	(89人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①次期廃棄物処理計画について、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とし、社会情勢の変化や国の基本方針をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応できる計画を策定しました。今後は、計画に基づき、さまざまな主体が連携して廃棄物の3Rと適正処理の取組を進めます。
- ②南海トラフ巨大地震等による災害廃棄物が円滑に処理されるよう、市町計画策定に向けた研修会を開催し技術的支援を行うとともに、災害廃棄物対策図上演習を実施するなど市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みました。また、県・市町等職員の災害対応力向上のためのセミナーを開催し人材育成に取り組むとともに、処理困難物対応マニュアルや市町の廃棄物処理施設の業務継続計画（BCP）指針等を整備しました。引き続き、災害廃棄物処理体制の整備に向けた人材育成や関係者の連携強化等を図る必要があります。
- ③ごみゼロ社会の実現に向け、出前授業を通じて、地域の講師の発掘・養成を進めるとともに、子どもたちのもったいない意識の醸成を図りました。1人1日あたりのごみ排出量は、平成25年度986gでしたが、平成26年度976gと減少しました。一般廃棄物の最終処分量は、平成25年度5万トンでしたが、平成26年度3万8千トンに減少しました。また、平成27年度が「ごみゼロ社会実現プラン」の中間目標年度であり、県民意識調査を実施しました。今後、平成27年度の実績をふまえ、これらの結果を検証するとともに、引き続き市町と連携し、ごみ削減の取組を進める必要があります。

す。

- ④RDF*焼却・発電事業について、関係市町のごみ処理が円滑に進むように、安全で安定した運転を確保できるよう努めました。また、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等が設置した技術検討委員会等に参画し技術的支援を実施しました。今後も、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、関係市町等のごみ処理体制構築に向けた技術的支援を実施する必要があります。
- ⑤産業廃棄物の最終処分量は平成25年度 25万8千トンでしたが、平成26年度は26万9千トンに増加しました。また、産業廃棄物の再生利用率は平成25年度 43.0%でしたが、平成26年度 43.2%と少し増加しました。今後も産業廃棄物の3Rや適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者等に対して、排出事業者の処理責任の徹底に向け、環境技術指導員が普及啓発を行います。
- ⑥産業廃棄物の不適正処理事案等への対応について、処理基準違反等に対し許可取消（1件）、事業停止命令（3件）、改善命令（3件）を行うなど厳正に対処しました。平成27年度の産業廃棄物の不法投棄総量は、産業廃棄物処理業者による大規模な不法投棄事案などにより6,811トンとなりましたが、ほぼ是正が図られています。また、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・未然防止のため、ラジオ放送による啓発や「廃棄物の不適正処理によって生じる不利益について考えるセミナー」を実施しました。今後もより効率的で効果的な監視・指導となるよう、さまざまな主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、引き続き工事を実施しました。産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策152：廃棄物総合対策の推進

施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
廃棄物の最終処分量	301 千 t	289 千 t	270 千 t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量（速報値）
28 年度目標値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 31 年度目標値の達成に向けて、平成 28 年度目標値を 289 千 t 以下と設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
15201 ごみゼロ社会の実現（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	970g/人日	965g/人日	943g/人日	一般廃棄物年間排出量を人口および 365 日で除した数値（速報値）
15202 産業廃棄物の 3R の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率	43.1%	43.2%	43.5%	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量（排出事業者および処理業者で再生利用された量）の割合（速報値）
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保（環境生活部廃棄物対策局）	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	69.2%	100%	100%	不法投棄等不適正処理事案について、行為者等が改善に着手した割合
15204 不適正処理の是正措置の推進（環境生活部廃棄物対策局）	不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	37.5%	56.3%	81.3%	不適正処理 4 事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	3,552	4,476			
概算人件費 (配置人員)					

平成 28 年度の取組方向 【環境生活部廃棄物対策局 次長 別所 喜克 電話：059-224-2375】

- ①平成 27 年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収などの取組を進めます。
- ②ごみゼロ社会の実現に向け、県民、事業者、行政などさまざまな主体が連携し、協創により 3R の取組を進めます。
- ③RDF 焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全で安定した運転を行うとともに、RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ④排出事業者の処理責任の徹底に向け電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を進め、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、関係団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑥南海トラフ巨大地震等に備え災害廃棄物の円滑な処理が実施されるよう、国や近隣府県および市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成に取り組むとともに、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっています

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 目標項目 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率			93. 9%	95. 0%	96. 0%	97. 0%	0. 99
目標項目の説明							大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*

活動指標		23 年度 目標項目 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
15401 大気・水環境への負荷の削減	大気・水質の排出基準適合率		100%	100%	100%	100%	0. 99

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	目標達成状況
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
15402 自動車環境対策の推進	NOx・PM法*対策地域内の大気環境基準達成率		100%	100%	100%	100%	1.00
		60.0%	100%	100%	100%	100%	
15403 生活排水対策の推進	生活排水処理施設の整備率		78.8% (23年度)	79.7% (24年度)	80.5% (25年度)	81.4% (26年度)	1.00
		78.0% (22年度)	79.1% (23年度)	79.5% (24年度)	80.8% (25年度)	81.5% (26年度)	
15404 伊勢湾の再生	水環境の保全活動に参加した県民の数		19,000人	24,500人	25,500人	26,500人	1.00
		16,475人	23,834人	21,725人	25,984人	26,629人	
15405 環境保全のための調査研究の推進	調査研究成果件数		4件	4件	4件	4件	1.00
		3件	4件	2件	4件	4件	

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,597	14,330	14,162	13,440	16,727
概算人件費		1,244	1,232	1,173	1,203
(配置人員)		(138人)	(134人)	(132人)	(138人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①大気環境の常時監視は、新たに四日市市1測定局を含め、33測定局（四日市市測定局11局を含む）で二酸化窒素、光化学オキシダント、PM2.5（微小粒子状物質）*等7項目を測定して、速報値をホームページに掲載しました。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等について、すべての測定局で環境基準を達成する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されています。引き続き、注視していく必要があります。
- ②光化学オキシダントやPM2.5について、県民の皆さんの被害を未然に防止するため濃度が高くなると予測された時に予報の発令等（光化学スモッグ*予報は延べ1日1地域、PM2.5注意喚起は延べ2日1地域）を行いました。引き続き、発令等をより的確に行うとともに、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物*等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ③河川、海域および地下水の水質常時監視を行ったところ、河川におけるBOD*、海域におけるCOD*の環境基準達成率はそれぞれ98.4%、62.5%（速報値）でした。海域の環境基準達成率は近年50%前後と低く、特に閉鎖性海域である伊勢湾では大規模な貧酸素水塊も発生していることから、今後も水環境の改善を進める必要があります。
- ④工場・事業場の立入検査（大気関係の検体採取を伴う立入工場・事業場数72、水質関係の検体採取を伴う立入工場・事業場数243）を実施したところ、ばい煙（硫酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物およびダイオキシン類については全ての工場・事業場で排出基準を満足していましたが、排水については20事業所において基準値超過があり、改善指導を行いました。引き続き、

排出基準の遵守を徹底するほか、経営者等との対話によりコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

- ⑤N O_x・P M法対策地域において、自動車排ガス等測定局（16 局）で二酸化窒素および浮遊粒子状物質の測定を行ったところ、二酸化窒素は5年連続、浮遊粒子状物質は4年連続で環境基準を達成する見込み（速報値）です。引き続き、総量削減計画の目標年度となる平成 32 年度に向けて対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑥生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を促進するとともに、県費上乗せ補助制度により単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進しました。さらに、平成 26 年1月に国から出された生活排水処理施設「10年概成」の方針をふまえた県の「生活排水基本方針」に基づき、中間目標（平成 37 年度）・長期目標（平成 47 年度）の生活排水処理アクションプログラム（案）を策定しました。引き続き、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- ⑦「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、国の平成 26 年度補正予算で措置された「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して県内の海岸漂着物等の回収処理を進めるとともに、発生抑制対策として啓発TV番組やFM番組を作成して放送したほか、シネアド（映画館でのCM）を活用した普及啓発を実施しました。海岸漂着物問題の解決に向けては、今後も継続して、県民の皆さんとの協力を得ながら回収処理を実施するとともに、発生抑制の取組を強化していく必要があります。
- ⑧東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、発生抑制対策の検討、国への提言などに取り組みました。伊勢湾の海岸漂着物問題の解決に向けては、流域圏で連携した取組が欠かせないことから、今後も三県一市での取組を継続する必要があります。
- ⑨「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により実施したところ、県内で 26,629 名の方々の参加がありました。伊勢湾の再生に向けては、一人でも多くの方が伊勢湾を守ろうという意識を持つことが重要であることから、今後も取組の拡大を図る必要があります。
- ⑩四日市大学など研究機関と連携し、伊勢湾の貧酸素水塊の発生等に係る調査研究を実施しましたが、発生原因の究明や対策の検討に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑪環境保全に係る調査研究の推進に関し、外部識者などで構成する研究評価委員会において研究内容の評価を受け、適宜、研究方向・内容等の調整・修正を行いながら、得られた研究成果について、学会等での発表や研究所年報に報文を載せるなど情報を発信しました。本年度で計画が終了した研究は今後通常業務の中で活用・発展させる必要があります。計画が次年度に継続する研究については、研究目的達成のため着実に計画を遂行し、成果を情報発信する必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 154：大気・水環境の保全

施策 154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんのが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成 31 年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排出水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

県民指標		27年度 目標項目 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		96.1%	93.0%	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*
28年度目標値の考え方		環境基準の達成が著しく困難な一部の水域を除き、各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。			

活動指標		27年度 目標項目 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	目標項目の説明
基本事業					
15401 大気・水環境への負荷の削減(環境生活部)	大気・水質の排出基準適合率	99.9%	100%	100%	工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域への排出水が「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」等の排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合
15402 自動車環境対策の推進(環境生活部)	NOx・PM法*対策地域全体の大気環境基準達成率	100%	100%	100%	NOx・PM法対策地域全体における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した割合(面的評価方法の確定後は、その評価地点を対象に加えます。)

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
15403 生活排水対策の推進(環境生活部)	生活排水処理施設の整備率	82.6%	83.5%	86.5%	下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	26,629人	30,250人	34,000人	「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
15405 環境保全のための調査研究成果の還元	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	4件	6件	7件	大気環境および水環境の保全に関する分析業務のほかに調査研究を行い、その成果として学会、論文または企業への出張講座等で公表した研究事業数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	13,200	16,593			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【環境生活部 次長 中川 和也 電話:059-224-2305】

- ①大気環境や水環境について、工場・事業場に対し排ガスや排水の検査を伴う立入検査を実施して、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上等を図ります。また、大気、公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認します。大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）で大気汚染の状況をモニタリングするほか、排ガスを多量放出する工場・事業場の常時監視を行います。測定結果は、迅速な情報提供に努め、光化学スモッグ*やPM2.5（微小粒子状物質）*の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令します。水環境について、次期「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、伊勢湾への汚濁負荷の削減に取り組みます。
- ②自動車環境対策では、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を行います。また、新たにオフロード車の排出ガス検査体制を整えます。
- ③生活排水対策として、中期目標（平成37年度）・長期目標（平成47年度）の新しい「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的・効果的な整備を進めます。また、浄化槽設置者に市町が補助を行う事業および市町が浄化槽を設置する事業に対し助成をするとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

- ④伊勢湾の再生に向け、海岸漂着物対策として「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の予算を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑤光化学スモッグ、PM2.5などの大気環境および伊勢湾の水質改善、貧酸素水塊などの水環境に関する課題に対応した調査研究ならびに検査精度の確保に係る研究事業を行い、得られた成果は行政課題の解決に役立てていきます。将来の課題解決に向けて技術力の維持向上に努め、研究成果は公表して県民の皆さんに還元していきます。

* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 211

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標はわずかに目標値を下回ったものの、活動指標はいずれも目標値を達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	---	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標					
	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	24.9%	27.0%	29.0%	31.0%	33.0%	0.97
	26.7%	30.3%	31.4%	32.1%		
目標項目の説明						
目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合					

基本事業	目標項目	活動指標					
		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (環境生活部)	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	950 人	1,000 人	1,040 人	1,040 人	1,193 人	1.00
	903 人	881 人	1,198 人	1,095 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
21102 人権啓発の推進 (環境生活部)	人権イベント・講座等の参加者数	/	39,500 人	40,000 人	40,500 人	41,000 人	
			38,649 人	40,247 人	40,103 人	40,749 人	
21103 人権教育の推進 (教育委員会)	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	/	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%	
			41.2%	55.2%	61.2%	65.5%	
21104 人権擁護の推進 (環境生活部)	人権に関する相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	/	1,050人	1,100人	1,150人	1,200人	
			994人	990人	896人	1,191人	
						1.00	
						1.00	
						1.00	

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	818	609	619	647	614
概算人件費	/	514	543	506	514
(配置人員)		(57人)	(59人)	(57人)	(59人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、新たな人権課題等に対応するため、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を見直し、平成27年12月に改定しました。また、基本方針（第二次改定）をふまえ、人権施策を具体的に推進していくため、平成28年3月に「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。人権が尊重される社会を実現していくため、第三次行動プランに基づき、さまざまな主体と連携して、人権施策を総合的に推進していく必要があります。
- ②県内全域で人権が尊重されるまちづくりが展開されていくことをめざし、講師派遣等の支援（講師派遣件数32件）を行い、さまざまな主体による自主的な活動を促進しました。人権が尊重される社会を実現するため、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づき、人権が尊重されるまちづくりの取組が県内各地で実施される必要があります。
- ③隣保館を拠点とした市町の取組を支援し、地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉や、さまざまな人権課題の解決に向けた環境づくりを推進しました。今後も、隣保館が地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点としての役割を果たすことができるよう、引き続き、市町の取組を支援していく必要があります。
- ④県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、市町やNPO等と連携して、講演会・研修会等を開催するなど、啓発機会の提供に取り組みました。人権意識の高揚を図るためにには、引き続き、多様かつ多くの啓発機会を提供していくことが必要です。
- ⑤子どもたちが生活の中にある差別・偏見などの問題に適切に対応できるよう、学校が家庭・地域と連携し、自他の人権を守るための実践行動力や自尊感情を育成するための取組を推進しました。また、若手教職員の育成や、小学校版「人権学習指導資料」の作成等を通じて、教職員の取組を支援しました。

- ⑥県民からの人権相談に迅速かつ的確に対応することができるよう、人権に関わる相談員等を対象にスキルアップ講座を開催（講座開催回数 16 回）しました。相談員等の資質向上を図るためにには、相談業務に必要な知識等を習得するための機会を提供することが必要です。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに対応するため、モニタリング活動に取り組むとともに、地域において、インターネットを正しく利用し、人権侵害をなくしていくための啓発講座を開催しました。インターネットを悪用した人権侵害をなくすためには、継続してモニタリング活動に取り組むことや、インターネットの適切な利用等についての啓発活動を推進していくことが必要です。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 211：人権が尊重される社会づくり

施策 211

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

平成 31 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

目標項目	県民指標			目標項目の説明
	27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	38.5%	39.5%	42.5%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
28年度目標値の考え方	さまざまな人権施策等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年1ポイント、4年間で4ポイント増加させることをめざし、平成28年度の目標値を39.5%と設定しました。			

基本事業	目標項目	活動指標			目標項目の説明
		27年度 現状値	28年度 目標値	31年度 目標値	
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	34 団体	35 团体	35 团体	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	97.0%	98.0%	100%	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	73.3%	82.2%	100%	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
21104 人権擁護の推進(環境生活部)	人権に関する相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	95.6%	97.0%	100%	人権に関する相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	621	594			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①不当な差別のない、人権が尊重される社会を実現するため、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」をふまえ策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくため、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行い、さまざまな主体が人権尊重の視点で活動するための取組を推進します。
- ③隣保館が地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たすことができるよう、隣保館において実施している相談事業や人権課題の解決に向けた各種事業などの市町の取組を支援します。
- ④県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ⑤人権教育カリキュラムの作成を進め、学校の教育活動全体を通じた人権教育を展開します。また、子どもたちが安心して学び、生活できるよう、学校・家庭・地域が連携・協議する人権教育推進協議会等の取組を推進します。さらに、社会状況の変化等をふまえ、「三重県人権教育基本方針」の見直しに取り組みます。
- ⑥さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等との連携強化に取り組みます。
- ⑦インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対して、国等と連携し、削除要請等の対応を行うとともに、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るための講座を開催します。

* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 212

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	--	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合		13.9%	15.0%	15.0%	16.5%	18.0%	1.00
目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合						

活動指標 基本事業	目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	25.7%	26.7%	27.2%	28.7%	0.92
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	30.0%	43.0%	43.0%	45.0%	1.00

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
21203 働く場 と家庭・地域に おける男女共同 参画の推進 (環境生活部)	女性の能力発揮 促進のため、積 極的な取組を行 っている企業等 の割合	/	24.6%	27.0%	27.0%	27.0%
		23.6%	27.9%	29.3%	29.5%	32.9%
21204 性別に 基づく暴力等へ の取組 (健康福祉部)	「女性に対する 暴力をなくす運 動」期間中の啓 発箇所数	/	15か所	18か所	21か所	24か所
		12か所	15か所	18か所	24か所	23か所

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	205	150	126	140	167
概算人件費		189	156	151	148
(配置人員)		(21人)	(17人)	(21人)	(17人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画が平成27年度末で終了することを受け、第二期実施計画を策定しました。あわせて、附属機関における男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう引き続き取組を進めるため、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を見直しました。今後は、市町や国、関係団体等と連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を全庁的に推進していく必要があります。
- また、三重県男女共同参画審議会による事業実施所属へのヒアリング等に基づき、注力すべき取組等を盛り込んだ「知事への提言」を行いました（審議会開催状況：全体会3回、3部会を各4回開催）。今後は、提言に対する各部局の取組が進むよう働きかけを行っていく必要があります。
- ②「三重県男女共同参画センター」で実施するフォーラム等の各種事業について、企画内容等に創意工夫を図った結果、男性参加率の向上や多くの新規参加者を得ることができ、男女共同参画意識の普及・啓発ができました。国の成長戦略の中核に位置づけられている女性の活躍推進は、男性の意識改革や固定的な性別役割分担意識の解消と表裏一体であることから、引き続き、各種事業への男性等を含む新規参加者の増加に向けて企画内容等を工夫していく必要があります。
- ③女性の大活躍推進三重県会議の加入促進に取り組み、平成28年3月末現在の会員数は、254団体となりました。また、運営の実行部隊である企画委員会（6回実施）を立ち上げ、企業目線での率直なご意見を取り入れながら、専門アドバイザー派遣事業や男性管理職向けセミナー、一周年記念大会等の事業を実施しました。今後は、女性活躍推進法の施行を受け、女性が職業生活等において能力を発揮できる環境づくりに取り組み、女性の活躍推進の機運を高めていく必要があります。
- ④マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、お互いさまの職場風土づくりにつながる「ファミリーデー」を実施した8社に対し経費の一部を助成しました。また、大学生（短大生を含む）を対象とした将来のマタハラ・パタハラを防止啓発するための出前講座を県内9大学で開催し、多くの大学生に啓発することができました。さらに、高校生向けのリーフレット「マタハラ・パタハラ・トリセツ」を作成し、県内高等学校3年生等に配布しました。来年度は、マタニティ・ハラスメントに関する法律が整備される予定であることから、それを契機と

した企業向けの防止啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。

⑤性犯罪・性暴力被害者的心身の健康の回復を図る総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を6月1日から開始し、電話や電子メール、あるいは面談による性犯罪等の被害者の方々からのさまざまな相談に応じています。また、「寄り添う心 よりこフォーラム」を11月21日に開催し、性暴力被害への支援に対する理解を深めることができました。引き続き、関係機関・団体等と連携し、それぞれの相談に応じた支援を行うとともに、性犯罪等の被害者の専門相談窓口としてさらに広く認知されるよう、今後も啓発活動に取り組む必要があります。

⑥DV*被害者支援について、関係機関による「DV防止会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に警察、市町、関係機関・団体等と連携した街頭啓発を実施し、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成を図りました。今後も、DV被害者等の要保護女性の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう、民間団体、関係機関と連携した取組を進める必要があります。また、DVの防止及び被害者に対する支援の充実を図るため、計画の見直しを行います。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策212：あらゆる分野における女性活躍の推進

施策 212

あらゆる分野における女性活躍の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

平成 31 年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

目標項目	県民指標			目標項目の説明
	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	39.4%	41.4%	47.4%	「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
28 年度目標値の考え方	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位5項目の平均である 2 ポイントの上昇をめざし、41.4%と設定しました。			

基本事業	目標項目	活動指標			目標項目の説明
		27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	
21201 政策・方針決定過程への女性の参画（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の割合	26.5%	27.2%	29.4%	地方自治法（第 202 条の 3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	新規参加者数 300 人 満足度 84.0%	新規参加者数 321 人 満足度 95.5%	新規参加者数 370 人 満足度 100%	「三重県男女共同参画センター」が開催する講座やセミナー等における新規参加者の数および満足度

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
21203 職業生活等における女性活躍の推進 (環境生活部)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計) 創 17	41 団体	140 団体	303 团体	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画を策定した企業・団体または女性の大活躍推進三重県会議における「取組宣言」を行った企業・団体数
21204 性別に基づく暴力等への取組 (環境生活部)	性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)	—	12 团体	49 团体	性犯罪・性暴力の被害者支援事業をテーマとして盛り込んだ研修会等を実施した団体数

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	167	213			
概算人件費					
(配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①国の動向や社会経済情勢の変化をふまえ、「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改定します。
なお、改定にあたっては「女性活躍推進法に基づく県推進計画」と一体のものとします。また、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等委員への女性の参画について、府内各部局や市町に働きかけを行っていきます。
- ②平成 27 年度に実施した男女共同参画に関する県民意識等調査では、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているなどの状況もあることから、「三重県男女共同参画センター」と密接に連携を図り、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や課題解決型の講座実施などを通じ、男女共同参画意識の一層の普及・啓発に努めます。
- ③女性活躍推進法の施行を受け、県内中小企業等を対象に、事業主行動計画の策定支援を行います。
また、ポストサミットの取組として、「女性活躍」をテーマに公開フォーラム等を開催し、国内外に広く発信します。さらに、引き続き、女性の大活躍推進三重県会議への加入を県内企業・団体等に働きかけるとともに、男性の意識改革につながる講演会等を開催する等、女性の活躍推進のさらなる機運醸成を図ります。(創 17)
- ④マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、人事労務担当者等向けの事例マニュアルを作成します。
- ⑤「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営により、性犯罪・性暴力の被害者が「だれにも・どこにも相談できない」状況に陥らないよう取組を進めます。また、性暴力等被害者専門の相談窓口としての認知度向上を図るために、啓発活動に一層注力します。

⑥DV*の防止および被害者に対する支援の充実を図るため、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を改定します。また、DV被害者等の要保護女性の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう、民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策 213

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	--	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
多文化共生に取り組む団体数		146 団体	160 団体	175 团体	190 团体	200 团体	1.00
目標項目の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数						

活動指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
基本事業	目標項目						
21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援（環境生活部）	日本語指導ボランティア数	655 人	670 人	680 人	690 人	700 人	0.96

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21302 外国人住民の地域社会参画支援（環境生活部）	セミナー、ボランティア研修等参加者数		350人	400人	450人	500人
		279人	383人	411人	501人	527人

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	202	143	161	116	116
概算人件費		81	101	107	105
(配置人員)		(9人)	(11人)	(12人)	(12人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①有識者、NPO、経済団体、外国人住民等で構成する三重県多文化共生推進会議を開催して、委員の意見を参考に「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定しました。今後は、本指針と「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に沿って、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けて取り組む必要があります。
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修）を開催するとともに、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、中国語、英語、日本語）で外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を提供しました。多言語ホームページでは、新たにフィリピノ語と中国語で情報を提供することで、より多くの外国人住民に情報提供を行うことができました。外国人住民の関心が高い防災や健康に関わる情報を、引き続き継続的に提供していく必要があります。
- ③外国人住民の地域社会への参加・参画を支援するため、多言語相談窓口の設置、医療や災害時等のサポート体制の充実、消費者被害の防止などに取り組み、多くの外国人住民等に研修会等に参加していただきました。複雑化・多様化する外国人住民の相談への対応や計画的な医療通訳人材の育成、大規模災害発生時の外国人住民への支援体制の整備などに引き続き取り組む必要があります。
- ④NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の啓発イベントを開催しました。外国人住民、支援者、企業、一般県民がグローバルな視点で体験発表を行うワークショップなどを開催して多くの方に参加していただきました。多文化共生社会づくりには、異なる文化を受け入れる共通認識が不可欠であることから、さまざまな団体等の主体的な参加促進や連携強化などに取組を広げていく必要があります。
- ⑤小中学校では、外国人児童生徒に対する教育の充実を図るために、外国人児童生徒巡回相談員を派遣して学習支援等を行うとともに、高校では、外国人生徒支援専門員を配置し、日本語の支援や進路相談等を行いました。また、日本語指導と教科指導の統合を目指した授業における指導方法を工夫・改善するために、指定校（小中学校16校（委託7市））や拠点校（飯野高校）を中心にJSLカリキュラム*の考え方を取り入れた実践研究とその検証を進めた結果、授業の内容や自分の考えを日本語で説明できる児童生徒の割合が上昇しました。今年度はこれまで少なかった理科、社会での研究が進み、研修会等（小中学校は委託7市以外に7市町の担当者が参加）で情報共有しました。今後は、研修や、学校における授業研究会、学校訪問等を通して、これまでの4年間で収集した実践事例（小中学校：80事例、高校：22事例）の普及・活用を一層推進する必要があります。

⑥外国人児童生徒教育担当者会議（対象：県内の全公立小中学校及び日本語指導の必要な外国人生徒が在籍する高校の外国人児童生徒教育担当者）を県内5地域で開催し、日本語指導やJSLカリキュラムに基づいた指導の方法について共有を図りました。また、小中学校・高校間において日本語の理解力や学習状況を円滑に引継ぐための方策について協議しました。平成26年度は鈴鹿地域で試行的にカルテによる引継ぎを実施したところ、年度当初から個々の生徒に応じた学習支援が可能となりました。また、平成27年度は四日市、津、松阪地域の中学校に拡大し、関係高校への試行的な引継ぎを行いました。今後は、その方法、内容、成果について検証を行うとともに、実施地域を拡大していきます。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策213：多文化共生社会づくり

施策 213

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いています。

平成 31 年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
多文化共生の社会になつていると感じる県民の割合	29.1%	30.1%	33.1%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になつていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
28 年度目標値の考え方	多文化共生に係る取組を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年1ポイント、4年間で4ポイント増加させることをめざし、平成 28 年度の目標値を 30.1% と設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援（環境生活部）	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	98.5%	100%	多文化共生の社会づくりのために実施する、セミナー、研修会等の参加者へのアンケートにおいて、「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した参加者の割合
	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	6 機関	7 機関	10 機関	医療通訳者が常勤している県内の医療機関の数
21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援（教育委員会）	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	94.9%	100%	100%	日本語指導を必要とする中学 3 年生の外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	116	123			
概算人件費 (配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468】

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組みます。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みます。
- ②多文化共生の社会づくりに向けて、外国人住民等への多様な情報提供や、文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に努めます。外国人住民等が地域社会の担い手となるために必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、中国語、英語、日本語）での提供や日本語指導ボランティアの育成に取り組むほか、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催します。
- ③市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、多言語による相談窓口の設置（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、中国語、ベトナム語、タイ語、英語）、医療通訳の育成のための研修の実施（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、中国語）、災害時の外国人住民等への支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催等、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員を外国人児童生徒の在籍状況等に応じて計画的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校においては、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。
- ⑤日本語指導と教科指導の統合を目指した授業における指導方法について、実践事例を活用した研修や学校訪問等を通じて普及・活用の推進に取り組みます。また、小・中・高校合同の研修会等において、中学校から高校への学習状況等の円滑な引継ぎを一層推進します。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 214

NPO の参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成し、活動指標は2項目について概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標達成 状況
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合		9.5%	12.5%	12.5%	20.0%	20.0%	1.00
目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合						

活動指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標達成 状況
基本事業	目標項目						
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO 法人にに対する寄付金総額	140,000 千円 (23年)	160,000 千円 (24年)	190,000 千円 (25年)	200,000 千円 (26年)	200,000 千円 (26年)	0.96

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実(環境生活部)	認定NPO法人数		5 法人	10 法人	20 法人	30 法人	0.13
		1 法人	3 法人	4 法人	4 法人	4 法人	
21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進(環境生活部)	NPOと県の連携・協働事業数		65 事業	67 事業	71 事業	75 事業	1.00
		58 事業	65 事業	68 事業	80 事業	92 事業	

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	221	88	66	71
概算人件費		63	64	53	44
(配置人員)		(7人)	(7人)	(6人)	(5人)

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①NPO法人への寄付を促進し、自立した活動ができるよう、NPO法に基づく認証・認定事務、設立手続等の相談・指導を行うとともに、中間支援団体と連携した設立手続や新たな資金調達に関する講座の開催、「三重ソーシャルビジネス支援ネットワーク」を日本政策金融公庫・三重県信用保証協会と共に設立し、NPO法人も利用可能となった信用保証制度の周知等を行いました。こうした取組により、NPO法人の活動基盤の強化に向けた支援を行うことができましたが、引き続き、NPO法人の活動基盤の充実・強化を図っていく必要があります。
- ②NPO活動に対する県民の皆さんとの理解を深め、参加につながるよう、NPO活動を促進するためのセミナーの開催や、地域の中間支援団体・市民活動（支援）センターと連携して「市民活動・NPO月間」におけるイベント・啓発活動を集中的に実施するとともに、情報発信等に取り組むことで、NPO活動を広域的に促進することができました。引き続き、NPO活動に対する県民の皆さんの理解を深めるための取組を進めるとともに、NPO活動を促進していく必要があります。
- ③災害時に災害ボランティア活動を支援する資金を確保するため、基金への寄付を企業・社員等へ募るとともに、県政によりや新聞広告を通じて県民の皆さんに募金を呼び掛けることによって、947,875 円の寄付を集めることができました。また、県内での大規模災害時に専門性の高いNPOが直ちに活動ができるよう、協定団体の募集を行いましたが、新たな協定の締結には至らなかったため、引き続き、専門性の高いNPOに災害時の活動を支援する仕組みへの参画を促していく必要があります。
- ④「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制の充実に向け、他県で常設化している県域の災害ボランティアセンターの事例調査を実施するなど検討を深めることができましたが、引き続き、幹事団体の合意形成を図りながら、支援センターのあるべき姿に向けて検討を進めていく必要があります。また、地域における現地災害ボランティアセンターマニュアルの策定・活用に向けた取組を働きかけるとともに、日本財団との共催により災害時における被災者支援の研修・訓練等を実施することで、現地災害ボランティアセンターの関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」を促すことができました。今後もこうした取組を通じて、関係者の互い

に「顔の見える関係づくり」を促進していく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策111：災害から地域を守る人づくり

施策255：協創のネットワークづくり

施策 255

協創のネットワークづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

また、地域をより良くしようと思う県民の皆さんと、地域の将来の担い手である若者とともに地域の課題解決に取り組んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いの力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	
地域活動等を行っている県民の割合	19.7%	20.7%	23.7%	「みえ県民意識調査」で、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動への参加について、「している」「どちらかといえどしている」と回答した県民の割合
28 年度目標値の考え方	NPO活動の啓発等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」の当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年1ポイント、4年間で4ポイント増加させることをめざし、平成 28 年度の目標値を 20.7% と設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値	31 年度 目標値	目標項目の説明
25501 県民の社会参画の促進（環境生活部）	NPO法人活動への支援としての会費収入等	426,149 千円	426,000 千円	450,000 千円	NPO法人から毎年提出される事業報告書に記載されている会費収入等
25502 若者の地域活動への参画促進（戦略企画部）	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数（累計）	—	2 件	6 件	若者が地域の団体、行政関係者との「協創」により地域活動に取り組んだ件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	63	63			
概算人件費					
(配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

(環境生活部 次長 北村 文明 電話:059-224-2468]

- ①県民の皆さんとのNPO活動に対する理解を深め、活動のきっかけづくりとなるよう、NPOや市民活動の意義・役割を分かりやすく情報発信していきます。また、NPO法人の運営基盤を強化するため、金融機関等と連携した融資相談や資金調達等を内容としたセミナーを開催します。
- ②みえ県民交流センター*指定管理者等と連携・協働しながら、県内で活動するNPOや活動内容を広く発信するとともに、県民の皆さんが出合い・交流できる拠点づくりに努めます。また、平成 29 年度からの新たな指定管理者の選定に向けた手続きを進めます。
- ③若者と、地域をより良くしようとする活動に取り組むさまざまな主体とをつないで、若者が実践的に地域活動に取り組むことを促進するとともに、協創の取組のモデルとして成果を生み出し、継続的な活動となるよう支援します。

*「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 261

文化の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をとおした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回ったものの、満足度が高かったこと、また、文化交流ゾーン*を構成する施設の利用者数が目標を達成しており、目標達成状況の平均が 85% を超えたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	---	--	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
目標項目 参加した文化活動に対する満足度			64. 0%	64. 0%	65. 0%	66. 0%	0. 93
目標項目 の説明	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、公演やイベント内容について「とても満足している」と回答した人の割合						

活動指標 基本事業	目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標達成 状況
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数		1, 210, 000 人	1, 230, 000 人	1, 506, 000 人	1, 360, 000 人	1. 00
		1, 190, 377 人	1, 180, 672 人	1, 209, 963 人	1, 519, 079 人	1, 404, 141 人	
26102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用（教育委員会）	文化芸術情報アクセス数		70, 000 件/月	75, 000 件/月	90, 000 件/月	100, 000 件/月	0. 84
		57, 927 件/月	64, 952 件/月	79, 538 件/月	82, 361 件/月	84, 186 件/月	
	文化財情報アクセス件数		16, 700 件/月	16, 800 件/月	16, 900 件/月	17, 000 件/月	0. 99
		16, 623 件/月	16, 723 件/月	16, 989 件/月	16, 995 件/月	16, 913 件/月	

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,388	2,017	2,274	2,151	2,131
概算人件費		703	736	693	671
(配置人員)		(78 人)	(80 人)	(78 人)	(77 人)

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、アートマネジメントや舞台技術等に関する講座を開催して人材の育成を図るとともに、各県立文化施設が連携して文化にふれ親しむ機会を提供しました。また、文化交流ゾーンを構成する施設の魅力の向上と連携の強化を図るための方策について検討しました。今後も「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組むなど方針の具現化を図っていく必要があります。
- ②歴史・文化資源を活用したイベント・セミナー等を開催し、みえの文化の素晴らしいを知つていただく機会を提供しました。今後も伊勢志摩サミットで注目される好機を生かし、世界に誇るみえの歴史・文化の魅力を国内外へ発信し、交流人口の増加、地域の活性化に寄与していく必要があります。
(創 21)
- ③三重県総合文化センターは、クラシック音楽をはじめ、演劇、伝統芸能などの多彩な公演事業の実施や、アウトリーチ*活動等による文化・芸術の普及および人材育成などに取り組み、多くの県民の皆さんにご利用いただきました。引き続き、県民の皆さんのが多様なニーズに対応した魅力的な音楽、舞台芸術等の鑑賞機会や発表の場を提供し、満足度の向上に努める必要があります。
- ④国史跡斎宮跡については、7月末に復元建物3棟を完成させ、多くの方に平安時代の斎宮を体感していただくるとともに、計画的・継続的な発掘調査を進めました。引き続き、復元建物を含む史跡の管理を担う明和町とともに史跡全体の利活用と情報発信に取り組む必要があります。
- ⑤文化財に関する調査を通じて、県にとって歴史的・文化的に重要なものを県指定文化財としました。また、既に指定を受けている国・県指定文化財等が、適切に保護されるよう、所有者等に財政的・技術的な支援を行いました。今後も、地域を中心としたさまざまな主体が参画して文化財を守り、活かしていく取組が求められています。
- ⑥三重県指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」についての記録「海女、一生」を作成しました。今後も引き続き、海女の文化財としての価値を正確に伝えるとともに、国文化財の指定に向けて働きかけていく必要があります。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 228：文化と生涯学習の振興】

施策 262

生涯学習の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんのが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんのが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回ったものの、目標値の達成状況が1項目を除き90%を超えていたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	---	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	現状値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	目標達成状況
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した学習活動に対する満足度		72.0%	74.0%	75.5%	77.0%		0.93
	70.2%	71.8%	73.3%	68.0%	71.8%		
目標項目の説明	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について「満足している」と回答した人の割合						

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	目標達成状況
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	県立生涯学習施設の利用者数		655,000人	667,000人	952,000人	855,000人	0.98
		636,972人	700,446人	651,212人	954,288人	838,365人	
	「協創」による博物館づくりへの参加者数		330人	350人	450人	550人	0.84
		286人	324人	310人	437人	464人	

活動指標 基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
26202 地域と連携した社会教育の推進（教育委員会）	社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数		110人	140人	170人	210人
		72人	132人	141人	173人	215人
						1.00

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,321	6,158	2,336	961	1,149
概算人件費		676	671	631	628
(配置人員)		(75人)	(73人)	(71人)	(72人)

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①総合博物館は、昆虫やF1等をテーマにした企画展のほか、まちかど博物館をはじめ多様な主体と連携した交流展示やセミナー、ワークショップ等を開催し、三重の多様で豊かな自然や歴史・文化を感じていただく機会を提供しました。一方で、注目を浴びた開館初年度と比較すると利用者が減少しました。今後、多彩で魅力的な企画展やイベントの開催等により、リピーターの確保と利用者の拡大に一層努めていく必要があります。
(創 21)
- ②県立美術館は、戦後 70 年を記念し、1940 年代の日本の美術をテーマにした展覧会や日本を代表する彫刻家 舟越桂の展覧会などを開催するとともに、講座や移動展、「フキだしバルーンプロジェクト」等を通じ、美術に親しむ機会を提供しました。また、施設の改修と耐震化を行い、安全・安心な観覧環境を整えました。今後、さらに利用者の拡大をめざし、子どもから大人まで楽しめる展覧会など幅広い関心層に応えることができる展示、普及活動に取り組む必要があります。
- ③斎宮歴史博物館は、3 棟の復元建物を中心とした史跡公園「さいくう平安の杜」の完成に合わせた特別展「よみがえる斎宮」をはじめ、「のりものと旅」をテーマにした企画展や、出張展示、歴史講座等を実施しました。今後、さらに県内外から多くの方に訪れていただくため、地域と連携し、斎宮跡の魅力を体感できる機会の提供や、情報発信の強化に努める必要があります。
- ④県立図書館は、出張図書館や市町図書館をはじめとする多様な主体と連携した企画事業を実施するとともに、三重県図書館ネットワークシステム「MILAI」の再構築に取り組みました。引き続き、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供するとともに、広域ネットワークの活用により県内図書館の利用拡大を図る必要があります。
- ⑤生涯学習センターは、県内の高等教育機関や博物館と連携しセミナー等を開催したほか、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトドア*事業を実施しました。また、まなびい場視聴覚コーナーを県内外の生涯学習情報の発信・交流スペース「みるシル」にリニューアルしました。引き続き、県民の皆さんのが多様な学習ニーズを把握し、さまざまな学習機会の提供と学習情報の発信を行う必要があります。
- ⑥社会教育委員の会議を開催し、高等教育機関における学びを地域で活かした社会教育の推進について審議するとともに、「高等教育機関の専門的な知識や技能を活かす教育プログラム」の利用促進及び学生団体の社会教育の実践についての発表や社会教育関係者等との交流を行う場の充実を図りました。今後、教育プログラムの利用者や実践交流の場に参加する学生団体やプログラムの利用者の拡大を図る必要があります。

- ⑦市町の社会教育主事等関係職員、社会教育委員、公民館職員等の行政の社会教育関係者の資質の向上および連携の強化を図るため、「地域の特色を生かした社会教育を進めるために」をテーマに研修や情報交換を実施しました。引き続き、社会教育関係者の資質向上や連携強化に取り組み、地域の教育力の向上を図る必要があります。
- ⑧県立青少年施設である鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家では、集団宿泊研修施設として、自然の中での体験活動や生活体験の機会を提供することにより、心身ともに健全な青少年の育成を図りました。引き続き、利用者の拡大を図るとともに、老朽化した施設・設備の安全な管理運営に取り組む必要があります。
- ⑨「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の趣旨等を市町教育委員等の関係機関に広く周知とともに、市町の「子ども読書活動推進計画」の策定や見直しに向けた支援を行いました。また、子どもの読書活動の意義を普及するために、読書活動推進講演会、市町サポートセミナー、子どもの読書を考える集いを開催しました。今後も同計画に基づき、学校・家庭・地域と連携して、子どもの読書活動の推進に取り組む必要があります。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策222：人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成

施策228：文化と生涯学習の振興

施策 228

文化と生涯学習の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

平成 31 年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさやいきがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	95.5%	97.0%	97.0%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合
28 年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会や多様な学びの機会を提供することによって、第一次行動計画期間中の実績値を上回り、現状値から 1.5 ポイント増の 97% 以上を維持することをめざし、目標値として設定しました。			

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	県立文化施設の利用者数	137.7 万人	137 万人	140 万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
22802 文化財の保存・継承・活用（教育委員会）	文化財情報アクセス件数	202,960 件	210,000 件	228,000 件	三重県が管理運営する、文化財に関するウェブサイトのアクセス件数

基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
22803 学びとその成果を生かす場の充実（環境生活部）	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数（累計）	128 会員	140 会員	170 会員	さまざまな主体が、自ら活動成果の発表や情報発信を目的に加入している生涯学習センターのみえ生涯学習ネットワーク登録会員数
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上（教育委員会）	地域の教育関係者のネットワークへの参加者数（累計）	—	200 人	500 人	地域において子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者によって構築するネットワーク（集まり・つながり）への参加者数

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	3,279	2,845			
概算人件費 (配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」に掲げる5つの方向について、有識者の意見をふまえながら取組を進めます。特に、次代を担う若い世代や文化振興を担う専門人材の育成に取り組むとともに、各県立文化施設の経営感覚の深化や集積の利点の活用、連携の強化等によって、利用者の拡大と満足度の向上を図っていきます。
- ②伊勢志摩サミットで注目される好機を生かし、総合博物館、県立美術館での伊勢志摩の魅力を紹介する展覧会の開催や、三重県特有の歴史・文化資源を活用したイベント・セミナー等の開催により、みえの文化の魅力を発信し、また、体感できる機会を提供します。
(創 21)
- ③県総合文化センター(文化会館、生涯学習センター)は、音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ*事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供していきます。
- ④総合博物館は、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進め、三重の多様で豊かな自然や歴史文化、県ゆかりの偉人をテーマにした魅力的な展覧会や教育事業、アウトリーチ活動を行っていきます。
- ⑤県立美術館は、子どもから大人まで楽しめる展覧会や、県ゆかりの作家を取り上げる展示のほか、美術館を核に地域と連携し、移動美術館や参加体験型の教育普及活動を実施するなど幅広い関心層に応えることができる展示、普及活動に取り組みます。
- ⑥斎宮歴史博物館は、古代史ゆかりの他県の博物館との文化交流事業や平成 27 年度に完成した復元建物を活用した地域との連携事業、歴史体験プログラム等の教育普及事業を実施するなど、斎宮の新たな魅力を発信していきます。
- ⑦県立図書館は、県内図書館職員を対象にした研修を実施するほか、広域ネットワークの活用により県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。

- ⑧歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のための措置を講じるとともに、文化財に関する情報発信や活用の取組を通じて、県民の皆さんが文化財の価値に気づき、守り伝え、活用できるよう、環境づくりを進めます。
- ⑨市町における社会教育担当職員や社会教育委員等の資質向上と連携強化を目的として、研修や情報交換を行います。また、地域で子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者のネットワークを構築し、情報共有や情報交換、地域の課題の検討などを通じて関係者の資質向上を図ることにより、地域の教育力の向上につなげます。
- ⑩県立青少年教育施設である鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の利用者の拡大を図り、自然の中での体験活動や集団宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年を育成します。

* 「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の KPI の基本的な取組方向の番号を示しています。

緊急課題解決 10

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手とともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標である4事案全てについて行政代執行に着手していることから「進んだ」と判断しました。
*			

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	目標達成状況
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
不適正処理事案における支障除去の着手件数	3件 1件	4件	4件	4件	4件	1.00

目標項目の説明

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
---------	--

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	目標達成状況
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数	3件 1件	4件	4件	4件	4件	1.00
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	3% (23年度) 0% (22年度)	10% (24年度) 9% (23年度)	20% (25年度) 25% (24年度)	33% (26年度) 40% (25年度)	58% (26年度)	1.00

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	476	1,328	3,285

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、引き続き工事を実施しました。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。
- ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場天端部への進入路の設置工事を引き続き実施するとともに、法面の縁化工事（厚層基材吹付工）を一部実施しました。また、中溜池側および西水路側の用地測量を実施し、中溜池側については調整池等の設置工事に必要な用地取得等の手続きを進めました。さらに、当該事案で行ったリスクコミュニケーション等について、アーカイブとしてとりまとめ、地元に提供するなど周知を図りました。引き続き必要な土地について、用地取得等を行っていく必要があります。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、鋼矢板の設置工事を引き続き実施するとともに、汚染源域および低水護岸部の P C B 廃棄物等の除去、ならびに集油管等による P C B を含む廃油の回収・処理を実施しました。また、後期工事における旧処分場の対策等について検討するために第 6 回技術検討専門委員会を開催しました。引き続き後期工事における旧処分場の対策等について、具体的な工法等を検討していく必要があります。
 - ・桑名市五反田事案については、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を除去する区域の土留工事を実施するとともに、当該工事から発生した廃棄物等の処理を実施しました。周辺環境対策に留意し、廃棄物等の除去および処理を実施していく必要があります。
 - ・四日市市内山事案については、天端部および南側法面部の整形覆土工事を実施するとともに、発生した廃棄物の処理を実施しました。整形覆土工事において掘削した廃棄物の性状が当初の想定と異なり、選別処理費用が増加することから、平成 28 年 2 月に産廃特措法に基づく増額にかかる実施計画変更の手続きを行い、同年 3 月に環境大臣の同意を得ました。今後は、速やかに西側部の工事発注手続きを行い、整形覆土工事を実施していく必要があります。
- ②継続的なモニタリングが必要な四日市市下海老事案および伊賀市比土事案について、水質等の分析を実施し、大きな変化がないことを確認しました。
- ③行政代執行費用の徴収について、原因者の財産調査や面談を行い、差押可能な財産の把握に努めるとともに納付指導を行いました。また、工事の実施に伴い判明した新たな事実に基づき排出事業者等の調査を実施しました。引き続き、原因者および排出事業者等の責任追及し、費用の徴収を実施していく必要があります。
- ④多量排出事業者（652 事業者）に対し、環境技術指導員が新たに導入したタブレット端末を活用して普及啓発を行いました。その結果、電子マニフェストと優良認定処理業者を活用している多量排出事業者数が 75 増加し、全体で 375 事業者となりました。一方で、複数回の訪問によっても活用が進んでいない事業者もあり、継続して普及啓発を進める必要があります。
- ⑤電子マニフェストについて、電子マニフェストシステムの操作研修会（19 回）や運用相談会（5 回）の開催により活用が進んできています。今後、さらなる普及促進の取組が必要です。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 152：廃棄物総合対策の推進